

【対象】8/26以降に、9/11以降の宿泊予約をキャンセルした場合

【宿泊予定者用】

「第1弾・第2弾 ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」の一旦停止に伴う、キャンセル料の請求方法、注意事項等について

1. 概要

「第1弾・第2弾 ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」の一旦停止に伴い、キャンペーン利用予定の旅行を中止し、宿泊施設にキャンセルを申し込んだことにより、キャンセル料が発生する宿泊予定者のキャンセル料について、下記の方法により、県が負担します。

■請求方法① 宿泊施設に直接キャンセル料を支払い、事務局に請求する方法

- 【宿泊予定者】** ① 宿泊施設にキャンセル申込後、キャンセル料を支払う
② 事務局へキャンセル料還付を請求

■請求方法② 宿泊予定者が宿泊施設にキャンセル料の請求・受領を委任する方法

※決済システム等の関係で、全ての宿泊施設が委任手続きに対応できるとは限りません。

必ず宿泊施設に連絡し、委任手続きが可能かどうかを確認してください。

委任手続きができない場合は、請求方法①により請求手続きをお願いします。

- 【宿泊予定者】** ① 宿泊施設にキャンセル申込後、キャンセル料請求にかかる委任状を提出

※宿泊予定者から、宿泊施設へのキャンセル料のお支払いは、不要

- 【宿泊施設】** ② 宿泊予定の方からの委任状を受領後、取りまとめのうえ、事務局に請求

※請求方法①②ともに、キャンセル手続き、委任状の提出・送付、事務局への送付等、各種手続きに期限がありますので、期限を厳守してください。期限を過ぎたものは、対象外(自己負担)となります。

2. 請求の対象者

(1) 請求できる方は、下記の2つの要件に該当する方です。

- 宿泊施設に、「第1弾・第2弾ふるさとで“心呼吸の旅”キャンペーン」を利用する予定で予約した方
- 県が指定する期間内(令和3年8月26日(木)～9月3日(金))に宿泊施設にキャンセルを申し込んだ方

■請求方法① キャンセル料を事務局に直接請求する場合 ⇒ 詳細は別紙1を参照ください

- 令和3年9月13日(月)までにキャンセル料を支払い、9月30日(木)までにキャンセル料還付請求書(様式第4号①②)に必要書類を貼付し、キャンペーン事務局に送付してください。

■請求方法② 宿泊施設に請求・受領を委任する場合 →詳細は別紙2を参照ください

- 令和3年9月13日(月)までに、キャンセル料請求・受領に関する委任状(様式第5号①②)を宿泊施設へ郵送又はメール・FAXにて提出してください。

※キャンペーンを利用する予定ではなかった方、キャンペーン適用対象外となる方のキャンセル料は、対象となりません。(県外在住者、4,000円未満(人/泊)の宿泊者等)

※上記期限までに、キャンセル申込、委任状の提出をしない場合は、自己負担となります。

3. 宿泊予約のキャンセルの手続き

(1) 宿泊施設へのキャンセルの連絡について

- 宿泊予約は、本キャンペーンの一旦停止をもって、自動的にキャンセルにはなりません。宿泊予約のキャンセルを希望される方は、必ず、宿泊施設へキャンセルの連絡をお願いします。

(2) 宿泊予約のキャンセル手続き期間について

- 本キャンペーンの一旦停止に伴い、宿泊予約をキャンセルされる方は、下記の期間内に宿泊施設にキャンセル申込みを行い、手続きを行ってください。

期間を過ぎてキャンセル手続きを行ったものは、対象にならず、自己負担となります。

◆キャンセル料請求対象となるキャンセル手続き期間
令和3年8月26日(木)～9月3日(金)

4. その他注意事項

- (1) キャンペーン事務局で請求内容について審査(記載内容、添付書類、宿泊施設への確認等)を行った結果、対象外となる場合があります。ご了承ください。
- (2) 宿泊施設への委任状送付にかかる送料は、県では負担しません。
- (3) キャンペーン事務局及び宿泊施設への書類送付における配送中の紛失等について、県及びキャンペーン事務局、宿泊施設は、その責任は負いません。
- (4) キャンペーン事務局及び宿泊施設へ提出された書類は、支出証拠書類として保管するためお返しできません。
- (5) ご不明点は、キャンペーン事務局にお問い合わせください。

◆ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン事務局
【第1弾】電話:050-8881-6347
【第2弾】電話:095-818-3355
営業時間:平日9:30~17:30

請求方法①:キャンセル料を事務局に直接請求する場合

1. キャンセル料の支払い

- 9月3日(金)までに宿泊施設にキャンセルを申込み、下記の期間内に宿泊施設あてにキャンセル料をお支払いください。期間を過ぎて支払ったものは、キャンセル料還付の対象になりません。
- キャンセル料振込にかかる振込手数料は、事務局で負担します。請求する場合は、振込手数料がわかる利用明細等を貼付してください。貼付がない場合は、請求者本人の負担となります。

◆キャンセル料還付対象となるキャンセル料お支払い期間
令和3年8月26日(木)～9月13日(月)

2. キャンセル料還付の請求期限

- キャンセル料還付を希望される方は、様式第4号①、②に必要事項等を記入・貼付し、下記の期日までに、キャンペーン事務局あてに、郵送で送付してください。請求期限を過ぎたものは、キャンセル料還付の対象になりません。

◆キャンセル料還付の請求期限
令和3年9月30日(木)当日消印有効

3. 還付請求書の送付

様式第4号①、②に必要事項等を記入・貼付し、下記に簡易書留で送付してください。

◆送付先:〒850-0033 長崎市万才町3-13第1森谷ビル6階
ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン事務局

4. 還付請求書作成の留意事項等

(1)様式第4号①「申請者」について

- 申請は、キャンセル料を支払った方が行ってください。グループの場合、キャンセル料を
・代表者がまとめて支払った場合⇒代表者が申請
・宿泊予定者それぞれで宿泊施設に支払った場合⇒それぞれの宿泊予定者が申請

(2)様式第4号① 申請者と振込口座名義の一致について

- 振込口座名義は、申請者と一致させてください。
申請者と同一名義でない口座への振込はできません。場合によっては、キャンセル料還付の対象外となりますので、ご注意ください。

(3)様式第4号②「宿泊予定者名簿」について

- 「第1弾・第2弾ふるさとで“心呼吸の旅”キャンペーン」を利用して宿泊する予定であった方全員(請求者も含む)の氏名、住所を記載してください。

(4)様式第4号② 施設が発行するキャンセル料領収書の貼付について

- 宿泊施設にキャンセル料領収書の発行を依頼・受領のうえ、領収書原本を貼付してください。
- 領収書には、下記項目を記載するよう依頼してください。
①予約日、②キャンセル日、③宿泊予定日、④1人1泊あたりの宿泊料金、
⑤宿泊予定泊数、⑥宿泊予定者数、⑦キャンセル料の割合(%)

※宿泊施設によっては対応できない場合があります。
ご了承ください。

請求方法②: 宿泊施設に請求・受領を委任する場合

1. 委任状の送付

○9月3日(金)までに宿泊施設にキャンセルを申込みのうえ、様式第5号①、②に必要事項等を自署で記入し、下記の期日までに、宿泊施設あてに、郵送又はメール、FAXにて送付してください。

送付期限を過ぎたものは、対象にならず、自己負担となります。

◆施設への委任状送付期限

令和3年9月13日(月)

※当日消印有効(メール・FAXの場合は、当日23:59までの送信有効)

※様式5号①については、自署にて作成をお願いします。

※メールの場合は、様式第5号①、②を自署で記入したものを、PDFなどにして送償してください。

※宿泊施設への委任状送付方法(郵送、メール、FAX)については、必ず、キャンセル申込時に、宿泊施設に確認してください。

※宿泊施設に郵送にて提出する場合の送料は、県では負担しません。

2. 委任状作成の留意事項等

(1)様式第5号①「(1)委任者」について

○委任者は、宿泊施設に予約・キャンセル手続きを行った方となります。

○グループの場合は、予約・キャンセル手続きを行った代表者の方が、委任者となり、委任状を提出してください。

(2)様式第5号①「(2)宿泊予約内容」について

○宿泊予定日、キャンセル日、宿泊料金については、必ず、委任者が記入してください。

○施設側で記入した場合は、宿泊予約の真正性が担保できないため、当該委任状は無効として取り扱い、対象外とします。その場合、キャンセル料は自己負担となりますので、ご注意ください。

(3)様式第5号②「宿泊予定者名簿」について

○「第1弾・第2弾ふるさとで“心呼吸の旅”キャンペーン」を利用して宿泊する予定であった方全員(請求者も含む)の氏名、住所を記載してください。